

別紙 4 指定講師要件

居宅介護職員初任者研修 講師要件一覧

共通要件

講師は、当該科目に関連した実務経験を3年以上有するものであること。

(実務経験の期間は、資格取得又は研修課程修了の前後を問わない。)

上記の実務経験の要件について、医師、保健師、看護師、准看護師、歯科医師は除く。

介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員については、以下のとおりとする。

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)

又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、当該科目に相当する科目に関し教授する資格を有する者

学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目に相当する科目に関し経験を有する者

科目	項目	講師の要件	求められる能力
1 職務の理解 (6時間)	(1) 多様なサービスの理解	介護福祉士 保健師、看護師、准看護師 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者	研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	介護に関わる専門職種の職務内容の知識 介護業務に関する実務経験
2 自立支援における尊厳の保持・ 自立支援(9時間)	(1) 人権と尊厳を支える介護	介護福祉士 社会福祉士 保健師、看護師、准看護師 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者	尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識
	(2) 自立に向けた介護	訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論

3 介護の基本 (6時間)	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	介護福祉士 保健師、看護師、准看護師 介護職員基礎研修課程修了者	介護職の業務内容に関する知識 チームケアに関する知識
	(2) 介護職の職業倫理	実務者研修修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者	介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識 介護職の健康管理に関する知識
	(4) 介護職の安全		
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	(1) 介護保険制度	社会福祉士 介護支援専門員 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向(制度とサービスに関する歴史を含む。)及びサービス利用に関する知識 各地域の制度・サービス現状の知識
	(3) 障害者総合支援制度及びその他制度		
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	理学療法士 作業療法士 医師 保健師、看護師、准看護師 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	リハビリテーション医療の知識 医療・看護と連携した介護方法論 リハビリテーションの地域連携に関する知識

5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	(1)介護におけるコミュニケーション	介護福祉士 社会福祉士 保健師、看護師、准看護師 介護支援専門員 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者	コミュニケーション技術に関する知識 高齢者、障害者(児)の心理に関する知識 介護に関わる専門職種の職務内容の知識
	(2)介護におけるチームのコミュニケーション	訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	チームケアに関する知識 介護業務に関する実務経験
6 老化の理解(6時間)	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常	介護福祉士 医師 保健師、看護師、准看護師 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識 具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 高齢者の心理に関する知識
	(2)高齢者と健康	医師 保健師、看護師、准看護師 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	
7 認知症の理解(6時間)	(1)認知症を取り巻く状況	介護福祉士 医師 保健師、看護師、准看護師 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員	認知症の病理・行動の知識 認知症利用者への介護の原則の知識 具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 認知症を持つ利用者の心理に関する知識 認知症を持つ利用

	(2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	<p>医師 保健師、看護師、准看護師 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員</p>	<p>者の家族の生活実態と心理に関する知識</p>
	(3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	<p>介護福祉士 医師 保健師、看護師、准看護師 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員</p>	
	(4)家族への支援	<p>介護福祉士 医師 保健師、看護師、准看護師 臨床心理士 精神保健福祉士 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員</p>	
	(1)障害の基礎的理解	<p>介護福祉士 医師 保健師、看護師、准看護師 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員</p>	<p>介護における障害の概念とICFの知識 障害者福祉に関する知識 高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識</p>
8 障害の理解 (3時間)			

	(2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	<p>医師 保健師、看護師、准看護師 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員</p>	<p>生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識 家族の生活実態と心理に関する知識</p>
	(3)家族の心理、かかわり支援の理解	<p>介護福祉士 社会福祉士 医師 保健師、看護師、准看護師 臨床心理士 精神保健福祉士 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員</p>	
9 こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間）	(1)介護の基本的な考え方	<p>介護福祉士 保健師、看護師、准看護師 介護職員基礎研修課程修了者 実務者研修修了者</p>	<p>演習を指導する技術 介護業務に関する実務経験</p>
	(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解	<p>訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科目に相当する科目を教えている教員</p>	<p>生活者支援の視点に立脚した介護方法論</p>
	(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解	<p>作業療法士、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（5）快適な居住環境と介護のみ）</p>	<p>心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術</p>
	(4)生活と家事		
	(5)快適な居住環境整備と介護	<p>理学療法士（5）快適な居住環境と介護及び（7）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護のみ）</p>	<p>自らの介護事例 障害・疾病に関する知識</p>
	(6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	<p>栄養士（8）食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護の中の食事及び栄養に関する分野のみ）</p>	<p>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識</p>

	<p>(7)移動・移乗に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>(8)食事に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>(9)入浴、清潔保持に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>(10)排泄に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>(11)睡眠に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>(12)死にゆく人に関連したところからだのしくみと終末期介護</p> <p>(13)介護過程の基礎的理解</p> <p>(14)総合生活支援技術演習</p>	<p>歯科医師、歯科衛生士((8)食事に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護の中の口腔ケアに関する分野のみ)</p>	<p>保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識</p> <p>家事援助の機能と基本原則の知識</p> <p>住宅及び住宅改造に関する知識</p> <p>福祉用具に関する最新の知識及び技術</p> <p>栄養・調理・被服等家政に関する知識</p> <p>ターミナルケアに関する知識</p> <p>介護業務に関する実務経験</p> <p>(6)～(11)及(13)、(14)の実技演習については、担当講師のほか、要領第7の2の(3)に定める人数の補助講師を配置すること。</p> <p>(1)～(3)は合わせて10～13 時間とすること。</p> <p>(4)～(12)は合わせて50～55 時間とすること。</p> <p>(13)、(14)は合わせて10～12 時間とすること</p>
<p>(4時間)</p> <p>10 振り返り</p>	<p>(1) 振り返り</p>	<p>介護福祉士</p> <p>保健師、看護師、准看護師</p> <p>介護職員基礎研修課程修了者</p> <p>実務者研修修了者</p>	<p>研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識</p> <p>保健・医療・福祉の</p>

	(2)就業への備えと研修 修了後における継続的 な研修	訪問介護員養成研修1級課程修了者 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉 士養成施設又は福祉系高等学校等で当該科 目に相当する科目を教えている教員	制度とサービスにつ いての具体的な知識 介護業務に関する 実務経験
--	-----------------------------------	--	--

原則として、講師は「講師の要件」に該当する者又は資格保有者とする。ただし、それ以外の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対し的確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。